最終更新日:R6.2.29

「令和6年度若手人材確保等による組織文化変革促進業務」 公募型プロポーザルに関する質問への回答

番号	質問日	質問内容	回答
1		支援企業の対象となる産業や業界について 支援先企業は選定基準を協議の上と記載があるが、想定している産業や業 界はあるか。	特定の産業・業界に絞る予定はありません。
2	2/28	<u>若手人材の定義について</u> 経営幹部候補となり得る意欲ある若手人材(新卒含む)と記載があるが、 就職(卒業)までにまだ年数のある学生インターンは対象となるか?	令和6年度中又は令和7年4月よりマッチングした企業で就業を開始できる若手人材を想定しています。
3		<u>若手人材と企業との契約形態について</u> 副業などの業務委託契約を経てから正社員化する動きが一般的になってきている。今回の業務では、副業などの業務委託契約から正社員化する動きは対象外となるか。	本業務は若手人材の受け入れ・就業による組織文化の変革と競争力強化を目的としているため、この目的を達成できるのであれば、マッチングした若手人材と企業との雇用形態は問いません(業務委託契約も可)。
4	·	マッチングの成果について 10社程度の支援と記載がるが、マッチング人数の定量的な成果は求められるか。求められるのであれば、想定人数もしくは想定マッチング社数を教えてほしい。	マッチング成約そのものについて定量的な数値目標を設けることはしませんが、本業務の目的に合致した組織体制整備・マッチング支援を10社程度に対して実施してください。